

# 美郷

MISATO

## お知らせ版

平成17年2月24日発行

発行/美郷町役場 編集/町長公室 秘書広報班  
 〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字上町21  
 ☎0187-84-1111(代表) ☎0187-84-1117  
 美郷町ホームページ <http://www.town.misato.akita.jp>  
 美郷町メールアドレス [info@town.misato.akita.jp](mailto:info@town.misato.akita.jp)

**タイトル**  
お問い合わせ先

### 町営住宅の入居者を募集します

役場(仙南庁舎)建設課 管理班 ☎(84)1111(内線3222, 3223)

#### 募集する住宅

住宅名	階数	数	居室数	所在地
小安門住宅	1階	1戸(3DK)	6畳×3	美郷町六郷字小安門160
熊野住宅	2階	1戸(3DK)	6畳×2 8畳×1	美郷町六郷字熊野110

家賃 ● 15,600円～30,200円(入居者の収入によって決定します)

敷金 ● 家賃の3カ月分

#### 入居資格

- ・住宅に困窮していることが明らかな方
- ・同居する親族がいる方。(入居から3カ月以内に婚姻する方も可能です)
- ・国税、地方税、公共料金等を滞納していない方
- ・入居者全員の15年所得の合計額から、申込者以外の人数×38万円を控除し12で割った額が20万円以下の方
- ・美郷町外の方も入居できます

申し込み方法 ● 建設課、役場各庁舎の総合サービス課にある入居申請書に記入し、必要書類を添付して建設課(仙南庁舎2階)に提出してください。

入居時期 ● 平成17年3月中旬

申し込みの受付締め切り ● 3月8日(火)



小安門住宅



熊野住宅

### 農地転用を考えている皆さんへ 農振計画の見直しを行います

役場(仙南庁舎)農政課 農村整備班 ☎(84)1111(内線3205)

町では、農業振興地域整備計画により、優良農地の確保・保全に努めています。そのため、農地を農業以外の用途で使用する場合(住宅、商店、資材置場など)は農用地区域からの除外を行ったうえで、県知事から農地転用の許可を受ける必要がありますが、平成17年度から農業振興地域整備計画の見直しを行うため、約1年間農用地区域からの除外ができなくなります。

つきましては、計画見直し前の申出を下記の期間受け付けますので、申出される方は役場農政課農村整備班までおこしください。

期限 ● 3月18日(金)まで

要件 ● 必要性及び緊急性があり、他に代替すべき土地がないこと

- ・可能な限り農用地区域の周辺部であり、一帯の農地の集団性が保たれること
- ・農業用施設等の機能に支障がないこと
- ・土地改良事業等の工事が完了してから8年を経過していること

※申請要件が満たされていないと認可されない場合があります。

※計画の見直しが終わり、除外が可能になった時には再度、広報等でお知らせします。